

[事案 27-63] 転換契約無効請求

・平成 27 年 12 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

転換時の募集人による説明が不十分であったことを理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 10 月、生存給付金付定期保険から終身医療保険に転換した際、募集人より、僅かな額の保険料を上乗せすれば入院保障が手厚くなると勧誘され、転換でなく特約の付加と誤解して契約した。また、転換前契約の満期時以降は契約を継続する考えはなかったのに、受取金と払込保険料の差額が転換した場合の方が少なくなること等のデメリットの説明がなかったため、不利益事実の不告知による取消または錯誤による無効を求める。

<保険会社の主張>

募集人は申立人に対して、転換前契約の満期時の祝金の具体的な使い途がないことを確認し、年齢や生活状況の変化を踏まえて申立人への転換の提案を行っており、提案書や注意喚起情報を用いた本件転換にあたっての募集人の説明に不備はないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張内容と、募集人の説明方法・内容に不適切な点があったかどうかなど転換時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、転換の際、募集人に説明不十分な点や不利益事実の不告知があったとは認められず、また申立人が誤認していたとしても、契約の無効までは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。